

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	土地区画整理組合の解散認可（事業の完成以外の事由による）
概要	土地区画整理組合は、解散しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第45条第2項
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>1 次のいずれかの解散事由が生じたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会の議決（法第45条第1項第2号） <ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行が不可能で、解散のために悪い結果を生じない場合 (2) 定款で定めた解散事由の発生（法第45条第1項第3号） <ul style="list-style-type: none"> ・他の公共事業等により組合の目的が実現される場合 (3) 事業の完成の不能（法第45条第1項第4号） <ul style="list-style-type: none"> ・他の法律の規定により土地区画整理事業の工事の施行を禁止された場合 ・施行地区の土地の大部分が災害等により滅失し、または大規模な形質の変化を来たした場合（ただし、災害その他の理由により財政上利益を収めることができない場合等の理由は含まれません） <p>2 土地区画整理法施行規則第2条第8項に掲げる認可申請書の添付書類を添付すること。</p> <p>3 施行者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、事業の廃止について債権者の同意を得ること（法第45条第4項）。</p>
標準処理期間	事実認定が難事であるため定めない。
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	隨時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000023321.html
備考	